

## 足立区巡回診療、巡回健診等及びドーピング検査における採血の医療法上の取扱い要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、巡回診療の医療法上の取扱いについて（昭和37年6月20日付医発第554号厚生省医務局長通知）、医療機関外の場所で行う健康診断の取扱いについて（平成7年11月29日健政発第927号厚生省健康政策局長通知）及びスポーツにおけるドーピング検査に用いる検体の採取を目的とした医療機関外の場所で行う採血の取扱いについて（令和元年7月9日付医政総発0709第1号厚生労働省医政局総務課長通知）の趣旨に則り、医療法（昭和23年法律第205号）第7条及び第8条の診療所等の開設の手續に関し、巡回診療、巡回健診等及びドーピング検査における採血への指導監督を円滑に実施するため、その要件及び事務手續等を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要領において「巡回診療」とは、一定地点において公衆又は特定多数人に対して診療（予防接種を含む。）が行われるものであって、巡回診療によらなければ住民の医療の確保等が困難であると認められるもの（公共的な性格を有する定型的な健康診断、予防接種法に掲げられた疾病の予防を目的とした予防接種（予防接種法施行令に規定する対象年齢以外の者に接種する場合も含む。）及び地方公共団体が直接又は委託して実施する検査のための採血のみを実施するものを除く。）をいう。

2 この要領において「巡回健診等」とは、公共的な性格を有する定型的な健康診断、予防接種法に掲げられた疾病の予防を目的とした予防接種（予防接種法施行令に規定する対象年齢以外の者に接種する場合も含む。）又は地方公共団体が直接若しくは委託して実施する検査のための採血のみを実施するものであって、医療機関外の場所で実施するもの（疾病の治療を前提としたものを除く。）をいう。

3 この要領において「ドーピング検査における採血」とは、世界ドーピング防止規程（スポーツにおけるドーピング防止活動に関する施策を相応的に推進するための基本的な方針（平成31年文部科学省告示第40号）第1の2（1）に定める世界アンチ・ドーピング規程をいう。以下同じ。）に基づき国際的な規模のスポーツの競技会及び全国的な規模のスポーツの競技会（以下「国際競技大会等」という。）において国際競技大会等に出場するスポーツ選手に対して実施されるドーピング検査に用いる検体の採取を目的とした採血のみを実施するもの（受検者が自ら採取するものを除く。）をいう。

### (巡回診療の実施条件)

第3条 巡回診療を行うに当たっては、次のいずれかに該当するものでなければならない。

- (1) 巡回診療を行うことができる構造設備を有している車両又は船舶（以下「移動診療施設」という。）内で行うものであること。
- (2) 移動診療施設以外の施設で行う巡回診療については、建築物の一部等を利用することとし、併せて、当該建築物の一部が巡回診療を行うことができる構造設備を有

していること。ただし、この場合にあつては、定期的に反復継続又は一定の地点において継続して行われるものでないこと。

(巡回健診等の実施条件)

第4条 巡回健診等を行うに当たっては、次のいずれかに該当するものでなければならない。

- (1) 巡回健診等を行うことができる構造設備を有している車両又は船舶（以下「移動健診等施設」という。）内で行うものであること。
- (2) 移動健診等施設以外の施設で行う巡回健診等については、建築物の一部等を利用することとし、併せて、当該建築物の一部が巡回健診等を行うことができる構造設備を有していること。ただし、この場合にあつては、定期的に反復継続又は一定の地点において継続して行われるものでないこと。

(ドーピング検査における採血の実施条件)

第5条 医療法第7条及び第8条の診療所等の開設に関する手続を要しないドーピング検査における採血を行うに当たっては、当該ドーピング検査における採血を行おうとする病院又は診療所の所在する都道府県内で行い、日本国内ドーピング検査における採血に関する指針（平成28年3月30日に日本アンチ・ドーピング機構が定めたものをいう。以下同じ。）を遵守することとし、次のいずれかに該当するものでなければならない。

- (1) ドーピング検査における採血を行うことができる構造設備を有している車両又は船舶（以下「移動採血施設」という。）内で行うものであること。
- (2) 移動採血施設以外の施設で行うドーピング検査における採血については、建築物の一部等を利用することとし、併せて、当該建築物の一部がドーピング検査における採血を行うことができる構造設備を有していること。ただし、この場合にあつては、定期的に反復継続又は一定の地点において継続して行われるものでないこと。

(巡回診療の届出)

第6条 巡回診療の届出は、次のとおりとする。

- (1) 病院又は診療所の事業以外の事業として都内で行われる場合
  - ア 実施主体ごとに診療所開設の手続をとるものとする。この場合、医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第1条の14に基づく開設の許可申請又は届出に当たっては、次のとおりの取扱いとすること。
    - (ア) 開設の許可に当たっては、臨床研修等終了医師又は臨床研修等終了歯科医師でない当該実施主体から足立区医療法施行細則（平成9年足立区規則第16号）で定める診療所開設許可申請書を巡回診療の実施前に提出させること。
    - (イ) 開設の届出に当たっては、臨床研修等診療医師又は臨床研修等終了歯科医師である当該実施主体から足立区医療法施行細則で定める診療所開設届を巡回診療実施計画書（様式1）と同時に提出させること。
    - (ウ) 実施主体が都内に所在しない場合は、開設者の住所については、実施主体

の住所に併せて、都内の連絡場所を記載させること。

(エ) 開設の場所に代えて、おおむね3か月から6か月までの期間ごとに当該実施主体から巡回診療実施計画書を提出させること。これを変更したときも同様とすること。

(オ) 開設の目的及び維持の方法については、診療報酬の徴収方法を併記させること。

(カ) 移動診療施設を利用する場合は、敷地及び建物の状況に代えて、その構造設備の概要を記載させること。なお、これを変更した場合には変更許可又は届出の取らせを要すること。

イ 巡回診療実施計画書に記載された医師又は歯科医師である実施責任者をもって管理者とみなすこととする。この場合においては、医療法第12条第2項の規定に基づく許可は要しないものとする。

ウ 開設の許可を受けた者にあつては、医療法施行令（昭和23年政令第326号）第4条の2第1項及び第2項の規定に基づく開設後の届出は、省略できることとする。

エ 医療法第8条の規定に基づく開設の届出をする者及び医療法施行令第4条第3項の規定に基づく変更の届出をする者にあつては、医療法施行規則第4条第3号の規定に基づく届出は、省略できることとする。

オ 開設の許可は、当該事業のみを行うための許可であること。また、実施計画書が引き続き提出されない場合（6か月以上）であつて、正当な理由のない場合には、廃止されたものとする旨申請者に対し事前に十分な説明を行うこと。

カ あらかじめ巡回診療実施計画書を提出すること。

(2) 都内に所在する病院又は診療所の事業として都内で行われる場合

ア 新たな診療所開設の取らせを要しないものとするが、おおむね3か月から6か月までの期間ごとに当該病院又は診療所から巡回診療実施計画書を提出させること。これを変更したときも同様とすること。

イ 当該病院又は診療所の開設者が公益法人等（医療法人を除く。）である場合には定款又は寄附行為を添付させること。

ウ 巡回診療実施計画書に記載された医師又は歯科医師である実施責任者をして、当該病院又は診療所の管理者の指揮監督のもとに医療法及びこれに基づく法令の管理者に関する規定に則つて管理させること。

エ 医療法施行令第4条又は第4条の2第1項若しくは第2項の規定に基づく許可又は届出を要しないものとする。

オ あらかじめ巡回診療実施計画書を提出すること。

(3) 都外に所在する病院又は診療所の事業として都内で行われる場合は第1号と同様に扱う。

(巡回健診等の届出)

第7条 巡回健診等の届出は、次のとおりとする。

(1) 区内に所在する病院又は診療所の事業として都内で行われる場合

ア 新たな診療所開設の手続を要しないものとするが、おおむね1か月から3か月までの期間ごとに当該病院又は診療所から巡回健診等実施計画書(様式2)を提出させること。これを変更したときも同様とすること。

イ 巡回健診等実施計画書に記載された医師又は歯科医師である実施責任者をして、当該病院又は診療所の管理者の指揮監督のもとに医療法及びこれに基づく法令の管理者に関する規定に則って管理させること。

ウ 診療放射線技師が、病院又は診療所以外の場所で、多数の者の健康診断を一時的に行う場合において、医師又は歯科医師の立会いがなく、胸部エックス線検査(コンピュータ断層撮影装置を用いた検査を除く。)のために100万電子ボルト未満のエネルギーを有するエックス線を照射する場合には、次のような取組を実施し、安全の確保を十分に図るものとする。

(ア) 事前に責任医師の明確な指示を得ること

(イ) 緊急時や必要時に医師に確認できる連絡体制の整備

(ウ) 必要な機器・設備、撮影時や緊急時のマニュアルの整備

(エ) 機器の日常点検等の管理体制、従事者の教育・研修体制の整備

エ あらかじめ巡回健診等実施計画書を提出すること。

(2) 前号に該当しない場合には、実施場所ごとに医療法第7条第1項又は同第8条の規定に基づく診療所開設の手続をとるものとする。

(ドーピング検査における採血の届出)

第8条 ドーピング検査における採血の届出は、次のとおりとする。

(1) 区内に所在する病院又は診療所の事業として都内で行われる場合

ア 新たな診療所開設の手続を要しないものとするが、おおむね3か月から6か月までの期間ごとに当該病院又は診療所からドーピング検査における採血実施計画書(様式3)を提出させること。これを変更したときも同様とすること。

イ ドーピング検査における採血実施計画書に記載された医師である実施責任者をして、当該病院又は診療所の管理者の指揮監督のもとに医療法及びこれに基づく法令の管理者に関する規定に則って管理させること。

ウ 採血を行う場所に看護師のみを配置する場合には、採血の各過程において常時実施責任者である医師と連絡を取り指示を受けること及び緊急時には当該医師が直ちに対応することが可能な体制を確保すること。

エ あらかじめドーピング検査における採血実施計画書を提出すること。

(2) 前号に該当しない場合には、実施場所ごとに医療法第7条第1項又は同第8条の規定に基づく診療所開設の手続をとるものとする。

(事務手続)

第9条 開設の許可申請又は届出及び各実施計画書の届出については、実施主体の住所又は連絡場所若しくは当該事業を行う病院又は診療所の所在地を管轄する保健所へ提出するものとする。

(1) 診療所に提出させる各実施計画書は3部一式とし、收受印を捺印のうえ、1部は保管し、1部は実施場所を管轄する保健所に送付し、1部は届出者に交付するものとする。

(2) 病院に提出させる各実施計画書は4部一式とし、收受印を捺印のうえ、1部は保管し、1部は届出者に交付し、2部は東京都福祉保健局医療政策部医療安全課（以下「東京都」という。）あてに送付するものとする。

(指導)

第10条 区は、巡回診療、巡回健診等及びドーピング検査における採血の実施主体等に対して次のとおり指導を行う。

(1) 実施内容及び実施方法等について、必要に応じ適宜適正な指導を行うこと。

(2) 衛生上、防火上及び保安上安全と認められる場所を選定し、かつ、清潔を保持するよう留意させること。

(3) 巡回診療、巡回健診等又はドーピング検査における採血に該当するか疑義が生じる内容のものについては、実施場所を管轄する保健所に確認をとること。また、実施主体に対しても、実施場所を管轄する保健所に直接確認をとらせるよう指示すること。

(4) 実施に当たっては、医療安全を確保すること。

(5) 実施主体の既存の病院又は診療所における通常の診療に支障の生じないことについて、病院にあつては東京都が、診療所にあつては当該診療所を管轄する保健所が十分に確認し、必要に応じて指導を行うこと。

付 則（23足足保生発第1123号 平成24年3月1日 衛生部長決定）

この要領は、平成24年3月1日から施行する。

付 則（25足足保生発第506号 平成25年8月30日 衛生部長決定）

この要領は、平成25年9月1日から施行する。

付 則（26足足保生発第1645号 平成27年3月24日 衛生部長決定）

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

付 則（27足足保生発第1371号 平成27年9月30日 衛生部長決定）

この要領は、平成27年10月1日から施行する。

付 則（2足足保生発第35号 令和2年4月1日 衛生部長決定）

この要領は、決定の日から施行する。